

愛知県企業庁仲介委託方式のご案内

愛知県企業庁は、企業誘致推進のため仲介委託方式を導入しています。

概要

仲介委託契約（一般媒介契約・明示型：宅建業法第34条の2）を締結した（公社）愛知県宅地建物取引業協会会員及び（公社）全日本不動産協会愛知県本部会員（以下「会員」とします。）に対して、仲介業務及び分譲・賃貸契約が成立し、企業立地が成就した場合、愛知県企業庁が会員に対して成功報酬をお支払いします。

○仲介委託契約の対象

対象	企業庁が造成した内陸・臨海用地、中部臨空都市
対象外	①具体的な引合いがある物件
	②事業コンペや先行契約等により募集を行っている物件
	③その他、企業庁が媒介業務に供しないと判断した物件

○成功報酬の支払条件

支払	契約成立 仲介成立	仲介委託契約を締結した宅建業者の <u>仲介</u> により「譲渡・貸付申込書」を提出した企業と、 <u>契約成立かつ代金納入</u> した場合
不払	契約成立 仲介不成立	既に企業庁との間で交渉が行われている（過去2年以内）
		同一団地内の他区画の買い増し、借り増し
	契約不成立	既に譲渡・貸付申込書が提出されている区画（先着順）
		審査の結果、申込企業が企業庁の申込資格に合致しない等

○成功報酬額（協定書第8条）

契約内容	成功報酬額	上限額	備考
分譲	分譲代金の2%相当額	1,000万円	千円未満切り捨て 消費税相当額を含む
賃貸	賃料の1か月分相当額		

※ 2024年4月1日から報酬額を改正

お問合せは・・・

愛知県企業庁企業立地部企業誘致課
企業誘致グループ（内陸・臨海用地）
電話 052-954-6691（ダイヤルイン）

臨空都市推進グループ（中部臨空都市）
電話 052-954-6692（ダイヤルイン）



フローチャート



※会員は、進出希望企業に対し宅地建物取引業法第35条の規定に基づき重要事項の説明を行っていただきます。